

2004年12月10日

## 日本での新たなサリドマイド被害の防止に関する要望書（第3回）

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

財団法人 いしずえ

理事長 中川久嗣

〒153-0063東京都目黒区目黒1-9-19  
TEL 03-5437-5491 FAX 03-5437-5492

財団法人いしずえ（以下「いしずえ」という）は、サリドマイドによる重篤な副作用被害の防止をはかるため、先に厚生労働大臣あてに「日本での新たなサリドマイド被害の防止に関する要望書」（以下「要望書」という）第1回（2002年9月25日付）・第2回（2002年12月20日付）を提出した。

いしずえはご承知の通り、サリドマイド薬害裁判の和解確認書に基づいて設立された財団法人（サリドマイド福祉センター）であり、現在はサリドマイドによる副作用被害を経験し、その恐ろしさをもっとも痛切に知る被害者本人によって運営されている。

第2回の要望書提出以降に、研究班による調査が行われ、未承認薬であるサリドマイド剤が個人輸入によって日本国内に大量に持ちこまれ、骨髄腫をはじめ多数の疾患への使用が拡大される中、適切な管理がなされていないことも明らかになった。そのため、「安全な使用のための標準的ガイドラインの整備」が必要であると報告された。

いしずえは厚生労働省に対し、今回の「多発性骨髄腫に対するサリドマイドの適正使用ガイドライン」の発表にあたり、あらためて本書面をもってサリドマイド被害の防止のためにあらゆる措置を講じられるよう要望する。

### 要望事項

#### 1. サリドマイドの適正使用ガイドラインの周知徹底

- ・多発性骨髄腫以外の疾患への使用の場合も、重篤な副作用被害を防止するための方策についてはガイドラインを遵守するよう医療関係者に広く通知されたい。

#### 2. サリドマイドに関する継続的な調査

- ・サリドマイドの輸入および使用実態の調査、品質検査を実施されたい。

3. 国内外における副作用情報の積極的な情報収集と情報提供

- ・ サリドマイドを使用している医療機関および海外のサリドマイド使用国からの積極的な情報収集と情報提供をされたい。

4. インターネット販売・輸入代行・広告・宣伝の取締り強化

- ・ インターネットによる未承認薬の販売または販売的輸入代行に対する取締りを強化されたい。

5. 先天異常の疫学調査体制の構築

- ・ 国による先天異常モニタリング制度を構築されたい。

6. サリドマイドの危険性に関する教育・啓蒙

- ・ サリドマイドの危険性を広く市民に知らせるための施策を文部科学省とも連携して実施されたい。

7. 高等教育における先天異常教育の充実

- ・ 医学、薬学、看護学教育のカリキュラムにサリドマイド胎芽病を含む先天異常教育を位置付けるとともに国家試験の出題項目とされたい。

7. 国の責任によるガイドラインの作成

- ・ 公的なガイドラインを作成されたい。

8. 国の責任によるサリドマイド登録センターの設置

- ・ 公的な機関に設置されたい。

以上